

第 6 8 号 議 案

足立区総合交通計画改定協議会設置条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区総合交通計画改定協議会設置条例

(設置)

第 1 条 足立区総合交通計画（以下「計画」という。）の改定について必要な事項を調査審議し、区内公共交通の更なる利便性向上を図るため、区長の附属機関として足立区総合交通計画改定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、区長の諮問に応じ、計画の改定に関し必要な事項を調査審議し、区長に答申する。

(組織)

第 3 条 協議会は、前条に規定する調査審議に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員 4 0 人以内で組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、調査審議が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことがで

きない。

- 3 協議会の議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、個別具体的な検討を行うため、部会を置くことができる。

(幹事)

第8条 協議会に、区長が任命する幹事を若干名置く。

- 2 幹事は、会長の命を受け、協議会が行う調査審議を補佐する。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(守秘義務)

第10条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区総合交通計画改定協議会	日額 7, 0 0 0 円
----------------	---------------

(提案理由)

足立区総合交通計画改定協議会を区長の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。